石綿有無の事前調査結果等に関する規定について（イメージ）

※令和５年10月以降に着手する工事については、
「建築物石綿含有建材調査者」等の有資格者による
調査が必須となります

受注者（元請業者）

事前調査実施

報告書面作成

事前調査
記録

事前調査
報告書面

報告

発注者
（事業主）

●解体等工事前

●解体等工事中

事前調査
記録
（写し）
①

①『事前調査結果記録の写し』の現場への備え置き
- ☛現場内でいつでも確認できるようにしておく
- ☛作業計画に関する書類も備え置きが必要

②公衆や作業従事者の見やすい場所へ『事前調査結果』の掲示
- ☛Ａ３以上の大きさでの掲示が必要
- ☛作業基準に関する内容も掲示が必要
- ☛作業従事者への掲示は石綿除去作業を行う場合のみ

●解体等工事終了後

事前調査
報告書面

事前調査
記録

☆解体工事終了後から
３年間保存義務あり※

☛事前調査関係書類のほか、作業記録や
発注者への作業終了報告書面なども
保存義務の規定あり

※事前調査記録の保存は石綿則では、
「調査終了日から３年間」と規定されています